

新型コロナウイルスに便乗した悪質商法にご注意!

不審な通販サイトへ誘導する手口

《事 例》

「マスクが購入できる」という SNS の書き込みを見て通販サイトに申し込んだ。支払いはクレジットカード決済しか選択肢がなかったが、申し込み直後に届いた承諾メールには、カード決済不可と記載されていた。不審に思い、通販サイトの連絡先等を検索したところ、当該通販サイトとは無関係と思われる業者名が表示された。

《アドバイス》

SNS の書き込みや広告で消費者の関心を惹き、クレジットカード番号等を詐取する目的と思われます。SNS の書き込みや広告の内容をうのみにせず、リンク先の通販サイトの住所、電話番号表示や注文手続きに不審な点はないか慎重に確認しましょう。もし不審なサイト上でクレジットカード番号を入力してしまった場合は早急にクレジットカード会社に連絡しましょう。

特別定額給付金等の詐欺が疑われる手口

《事 例》

貴重品を入れたケースがなくなっていることに気付き、同居の母にたずねたところ、訪問してきた誰かに渡したという。母は認知症気味で、問いただしても状況はよく分からない。別に保管していた母の健康保険証やマイナンバーカードもなくなっていた。



《アドバイス》

行政機関の職員など騙る怪しい電話や訪問、心当たりのない送信元からのメール・SMS、SNS など、怪しい・おかしいと思うものには反応しないようにしましょう。新型コロナウイルスに便乗した悪質な勧誘には耳を貸さないようにしましょう。暗証番号、口座番号、通帳、キャッシュカード、マイナンバーカードは、絶対に教えない、渡さないようにしましょう。

バイナリーオプションの投資用USBメモリの勧誘に注意！

～安易に多額の借金をすることはやめましょう～

大学内で友人や先輩から、投資話の勧誘をされ、消費者金融や学生ローンで借金して、高額な投資用 USB メモリを契約する大学生が増えています。購入すれば儲かるというものではありません。投資での儲けを当てにした借金は危険です。親しい友人等から借金するように言われても、きっぱり断りましょう。

【事例】大学の友人に「初心者でも簡単に稼げる。投資に詳しい人を紹介する」と誘われカフェで会った。投資用学習教材のデータが入った USB メモリを参考に、上がるか下がるかを選択するだけで、高い確率で儲かる。誰かを紹介すれば紹介料として5万円もらえる。」と説明された。友人から投資を始めれば直ぐに返済できると勧められ、学生ローンで40万円を借金し、USBを購入した。購入後、USBを使って投資してみたが、全く儲からない。儲かるという話は嘘だった、返金してほしい。

簡単に儲かるという話には注意しましょう

バイナリーオプションの投資用 USB は教材でしかなく、購入すれば儲かるというものではありません。購入資金がないと断っても、消費者金融で借金して購入することを勧められ、その結果、借金返済だけが残ってしまう大学生が増えています。また、紹介料をもらうために友人を勧誘すると、友人関係を壊してしまう恐れがあり、自分が友人にとって加害者になってしまいます。

勧誘をうのみにせず、リスクを十分に理解しましょう

バイナリーオプション取引は、為替相場等が上がるか下がるかを予想するものであり、簡単な取引のように勧誘されるケースがみられますが、リスクの高い取引であることを理解しましょう。取引すれば簡単に儲かるかのような勧誘をうのみにせず、リスクを十分に理解できなければ取引を行わないでください。

電力・ガスの勧誘を受けた際には契約先・契約内容をよく確認しましょう

契約している大手電力会社から、電気とガスの契約をまとめるのでガスの検針票を用意するよう電話がかかってきた。早口で一方向的に話し続けるので、内容が理解できないことを告げ、家族と相談するので資料を送って欲しいと伝えたところ、「この説明が終わったら申し込みになる。クーリング・オフもあります」と言って電話が切れた。後日、申込完了の旨が書かれた書面が届いたが、どうすればよいか。



電力・ガスの小売りが全面自由化となり、新たな事業者が参入することで、様々な料金メニューが登場し、消費者の選択肢が広がりました。しかし、大手電力会社やその関連会社を装った事業者が個人情報を取得したり、あたかも競合事業者が提供する料金よりも安くなるかのような内容を告げて営業を行う例が報告されています。契約の申し込みは慎重に行いましょう。

事業者を切り替えるときの注意点

電気・ガスの料金プランおよび算定方法をよく説明してもらいましょう。契約内容や料金の割引期間等の条件をよく説明してもらい、メリット・デメリットを把握したうえで契約しましょう。

① 勧誘してきた会社と新たに契約する会社の社名や連絡先を確認しましょう

どこのガス・電力会社と契約しているかわからないというようなことにならないためにも、勧誘してきた会社と新たに契約する会社名や問い合わせ先を確認しましょう。

② 検針票の記載情報は重要な個人情報ですので、慎重に取り扱しましょう

氏名（契約名義）、住所だけでなく顧客番号、供給地点特定番号（供給地点毎に割り振られた番号）などの検針票の記載情報は重要な個人情報です。電話勧誘や訪問販売で情報を聞かれてもすぐに教えてしまわないよう注意してください。



制度や仕組みで不明な点があれば、
経済産業省電力・ガス取引監視等委員会の相談窓口
03-3405-5725に相談しましょう。

コードシェア便（共同運航便）って、なに？

大手航空会社の便であることを確認して購入したが、空港に行って初めて格安航空会社チケットだと気づいた。大手航空会社の荷物の重量制限を超えないように調べて行ったのに、重すぎると追加料金を請求された。なぜでしょうか？

大手航空会社と格安航空会社が共同で運航している飛行機のチケットを購入したことにより、格安航空会社の荷物制限が適用されたためと考えられます。2社以上の航空会社が共同運航している便（飛行機）のことを「コードシェア便」といいます。この場合、荷物の従量制限やサービス等は、飛行機を運行する（機材を提供する）会社のものが適用されます。運行会社やその他の条件について、事前に確認したうえでチケットを購入しましょう。

契約時に注意するポイント

- 航空券に記載されている便の航空会社と、実際に運航する航空会社が異なることがあり、チェックインの窓口や受付時間、荷物の制限、機内設備やサービスが期待していたものと異なることがある。
- 乗り継ぎの際の荷物は、そのまま目的地まで積み替えをしてもらえる場合と、一旦受け取って預けなおしが必要な場合がある。
- 適用される運航約款が、契約した航空会社だけでなく、運航する航空会社に基づいて扱われるケースもある。

コードシェア便と気付かずに契約してしまい、思っていたサービスが受けられないことを避けるためにも、チケット購入前に運航会社やその他の契約条件について確認しましょう。予約サイトや運航会社によっては、「〇〇社の機材で運航」「〇〇社との共同運航」と記載されていることがあります。不明な点があれば、航空会社に問い合わせましょう。

消費生活相談をご利用ください！

架空請求ハガキ、商品やサービスに関するトラブル、通販トラブル等不安に思ったら、お気軽にお電話ください。

市民生活相談センター ☎055-983-2621

三島市役所 本館1階（三島市北田町4-47）

月曜日～金曜日 午前9時から午後5時まで

※土曜日、日曜日、祝日は 消費者ホットライン 188（いやや）

消費者ホットラインからお近くの消費生活相談窓口につながります。



